



## 1. 金沢市集約都市形成計画について

本市では、人口減少・少子高齢化が進んだ社会においても持続的に成長する成熟都市の実現を目指して、平成29年3月に金沢市集約都市形成計画を策定し、居住や都市機能の緩やかな誘導を図っています。

また、令和5年3月には、近年の頻発化・激化する自然災害に対応する観点から、災害リスクを踏まえた誘導区域の見直しなどを行い、便利で快適に安心して住み続けられる「まちなかを核とした魅力ある集約都市の形成」を推進していきます。

### ▼計画が目指す将来都市像と基本方針

将来都市像

### 持続的な成長を支える「軸線強化型都市構造」への転換

～まちなかを核とした魅力ある集約都市の形成～

- ① 中心市街地への都市機能の集積
- ② 都心軸の機能強化
- ③ 公共交通重要路線沿線への居住誘導
- ④ 地域の賑わいと交流を支える拠点の創造
- ⑤ 地域コミュニティや暮らしの維持・充実

多様な移動手段を選択できるタウンライフへの転換

▼都市構造の緩やかな誘導

公共交通重要路線  
長期的変化  
都心部(中心市街地) 既成市街地 郊外市街地  
高い ← 人口密度 → 低い

## 2. 変更の背景と目的

本市では、人口減少・少子高齢化の進展など市政を取り巻く環境変化を踏まえ、令和6年2月に金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」の実現に向けた行動計画「未来共創計画」を策定し、「魅力あふれる中心市街地の活性化」や「医療体制の充実」などの方針を掲げています。

このたび、本計画における誘導施設や区域に係る一部変更を行い、未来共創計画との整合を図るとともに、更なる集約都市の形成を推進します。

## 3. 変更の内容

### 『誘導施設の種類の』と『都市機能誘導区域』の追加

- (1) 「複合商業施設※(延べ面積3,000㎡超)」を都心拠点の誘導施設に位置付け** 変更①  
※物販、飲食、サービス等の複数店舗による施設  
 新たに「複合商業施設(延べ面積3,000㎡超)」を誘導施設の種類の追加し、都市機能誘導区域(都心拠点)における商業施設の更なる集積を促し、魅力あふれる中心市街地の活性化を図ります。
- (2) 金沢市立病院の周辺エリアを特定機能地区に新たに指定** 変更②  
**「特定機能病院、地域医療支援病院」を特定機能地区の誘導施設に位置付け** 変更③  
 金沢市立病院の地域医療支援病院の承認(令和5年4月)を受け、新たに移転整備を予定する病院敷地の周辺エリアを都市機能誘導区域(特定機能地区)に指定するとともに、特定機能地区の誘導施設として「特定機能病院、地域医療支援病院」を位置づけ、更なる医療体制の充実を図ります。

### ▼誘導区域等の設定



### 【各区域と位置づけ】

区域	位置づけ
居住誘導区域	・日常生活に必要なサービス機能や一定水準の公共交通サービスを確保し、将来にわたり本市の居住の柱として、人口密度を維持する区域
都市機能誘導区域	・様々な都市機能(商業、業務、居住、医療、福祉、教育、歴史・文化、観光等)を集積し、都市生活の利便性を確保することで賑わいを高める区域
● 都心拠点	・歴史・文化などの多様な魅力が集積する金沢の顔として、様々な都市機能を誘導する拠点
● 地域拠点	・主要な交通結節点として様々な交流と賑わいを創出する拠点
● 特定機能地区	・子育て、教育、医療、福祉、健康、スポーツなどの都市機能を新たに集積する地区
生活拠点	・日常生活圏(中学校区程度)において、既存の商店街等の地域生活を支える拠点
一般居住区域	・自動車や自転車での移動を主体として、日常生活に必要な施設を維持しながらこれまで通りに暮らし続けられる区域

### ▼誘導施設※の種類と誘導する区域

誘導施設の種類	都市機能誘導区域		
	都心拠点	地域拠点	特定機能地区
大学および専修学校、その他関連施設	○	○	○
図書館、美術館、博物館	○	-	○
コンベンション施設、大規模ホール施設	○	-	-
特定機能病院、地域医療支援病院	○	○	-
福祉健康センター	○	○	○
市民の利便性の向上に資する施設であって、都市機能の増進に寄与するものとして、市長が指定するもの(延べ面積1,000㎡以上)	○	○	○

※都市機能誘導区域(都心拠点、地域拠点、特定機能地区)において都市生活の利便性を確保するため、特に積極的な誘導を図る施設

### ▼誘導施設の種類と誘導する区域

誘導施設の種類	都市機能誘導区域		
	都心拠点	地域拠点	特定機能地区
<b>変更①</b> 複合商業施設(延べ面積3,000㎡超)	○	-	-
大学および専修学校、その他関連施設	○	○	○
図書館、美術館、博物館	○	-	○
コンベンション施設、大規模ホール施設	○	-	-
特定機能病院、地域医療支援病院	○	○	○ <b>変更③</b>
福祉健康センター	○	○	○
市民の利便性の向上に資する施設であって、都市機能の増進に寄与するものとして、市長が指定するもの(延べ面積1,000㎡以上)	○	○	○

### ▼特定機能地区の指定

